

広川町農業委員会

第33回総会議事録

令和8年4月6日

# 広川町農業委員会第 33 回総会議事録

令和 8 年 4 月 6 日広川町農業委員会第 33 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件  
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件  
議案第 4 号 非農地証明に関する件  
議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農地利用集積等促進計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀 秀之	6	稲員 繁広
会長代理	山村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中村 和浩	8	船越 誠治
2	萩尾 喜久夫	9	稲員 雅史
3	丸山 敬二郎	10	野田 光浩
4	馬場 啓介	11	中島 隆二
5	渡邊 和江	12	古賀 貴美夫

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中 健一	22	弓削 和幸
16	姫野 剛	23	末安 富士子
17	欠員	24	野田 隆文
18	小林 栄一	欠	山下 淳
19	山下 憲繫	26	渡邊 和宏
20	馬場 健作	27	古賀 優
21	雨森 純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 山下 誠紀 農業委員会係長 砥上 俊弘 書記 梶原 脩慈

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項1件、議案第1号8件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号2件、議案第5号2件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番 稲員繁広農業委員、10番 野田光浩農業委員を指名し審議に移ります。報告事項1利用権の合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 水原 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：合意解約。順位2 水原 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：合意解約。順位3 水原 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：合意解約。順位4 水原 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：合意解約。順位5 吉常 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：合意解約。順位6 久泉 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：合意解約。順位7 藤田 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：合意解約。順位8 藤田 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：合意解約。

議長 事務局の説明が終わりましたので利用権を設定した農地の合意解約通知について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 野田光浩 農業委員 契約内容変更とあるが議案第5号には推進機構の記載がないが推進機構を通さない利用権設定となっているのか。

事務局 契約内容変更とは無償から有償、金納から物納に変わる手続きとなっている。個人名については、今まで利用権設定が続いていたものとなります。

10番 野田光浩 農業委員 今でも推進機構を通さずに受け付けているのか。

事務局 契約時点での手続きなので機構を通していないものもある。

議長 続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 水原 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由：贈与。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

15番 田中健一 推進委員 順位1の譲受人と譲渡人は親族関係になられるようです。以前は茶畑だったため地目は畑となっている。現状は山林に近い状態だが、取得後は栗等を作付け予定ですので特に問題ないと思います。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議のない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位2について事務局の説明をお願いします。

ます。

事務局 順位 2 水原 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 贈与。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

代理 山村佳代子 農業委員 順位 2 事務局の説明のとおり、譲渡人が遠方に住んでおり管理ができないため譲受人に相談したが買手は見つからず贈与でもよいと変更したがそれでも見つからなかったため、譲受人に贈与をしたい。贈与後は果樹を植え管理する。ご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議のない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 吉常 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 贈与。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

代理 山村佳代子 農業委員 順位 3 について、譲渡人と譲受人は親族関係にある。以前から譲受人が農地の管理を行っていた。譲受人が親族の健康なうちに贈与を受けたいと申し出た。贈与後も変わらず管理を行う。ご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について異議のない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 長延 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 きちんと整備されており問題ないと思われま。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番 鐘江百合子 農業委員 売買後は田んぼとして使われるのか。

事務局 隣接田を譲受人が所有しており、一体的に耕作を行う。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について異議のない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 5 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 5 川上 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21 番 雨森純司 推進委員 譲受人は隣接農地を所有しており、畑を畑として利用するため問題はないと思われるのでご審議のほどお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 5 について異議のない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 6 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 6 久泉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 贈与。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 譲渡人は維持管理が難しくなり、譲受人に贈与を申し出た。作付けは行わず管理を行うのみです。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 6 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 6 について異議のない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 7 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 7 広川 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買。

議長 地区担当委員が欠席であり事務局が説明を聞いておりましたので事務局の説明に質問意見等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 7 について異議のない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 8 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 8 藤田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 譲渡人は遠方におり管理できないので隣接地の譲受人が購入を申出た。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 8 について質問意見等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 8 について異議のない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 吉常 申請人：■■ ■■ 申請理由：資材置場

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

代理 山村佳代子 農業委員 申請人は広川町の出身であり、建設関係の仕事をされており、自分でも開業するため資材置場が必要となったが適当な土地が見当たらなかったため所有する土地を資材置場としたいとのことです。ご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 質問意見もないようですので採決に移ります。異議のない方の挙手を求めます。

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法 5 第条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 日吉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：研修所及び駐車場

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 両側は町道に囲まれており、南側は駐車場用地となっている。1 か所水路があり使用されている状況であったので機能回復を行った後、町から払い下げを

受け一体的に利用する予定である。

議 長 担当委員さんの説明が終わりました。本日は申請人を総会へ呼び出していますので入室願います。

申請人：■■ ■■ 入室

申請人より計画について説明

議 長 申請人より説明がありましたが質問がある方はお願いします。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 ため池の面積はどれぐらいなのか。

事務局 8,400 m<sup>2</sup>となっております。

議 長 他に質問もないようですので申請人については退室願います。

申請人：■■ ■■ 退室

議 長 それでは採決に移ります順位 1 について異議のない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 藤田 申請人：■■ ■■ 申請理由：荒廃して耕作できないため

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 申請人が高齢で手つかずの状態です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議のない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 日吉 申請人：■■ ■■ 申請理由：現況が雑種地のため

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 申請地は使用しなくなり貸付けていた状態であった。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番 鐘江百合子 農業委員 農地なのに昔から砂利敷きとなっているのか。農地を雑種地に変えるための証明ではないのか。

事務局 H16 年から農地としての利用が難しい状況となっていた。

7 番 鐘江百合子 農業委員 昔から砂利を敷いていたらいいのか。再度説明をお願いします。

事務局 非農地証明を決定する基準を説明。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議のない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 6 件 利用権設定 111 件

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 利用権設定の項目に新規又は継続の標記を付けてほしい。

事務局 対応したいと思います。

23 番 末安富士子 農業委員 農用地利用集積等促進計画表の書き方の違いは何か。

事務局 所有権移転と利用権設定の違いであることの説明。

12 番 古賀貴美夫 農業委員 利用権設定の表の書き方は推進機構の表示はないが、推進機構を通してのやり取りでしょうか。

事務局 議案書のスペースの問題で記入できていないが推進機構を通しての。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。異議がなかった旨町長へ報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ